品川区母子等緊急一時保護実施要綱

制定 平成 4年 9月18日福祉事務所長決定 要綱第 10号

改正 平成13年 3月29日

改正 平成15年 4月 1日

改正 平成21年3月31日決定要綱第322号

改正 平成26年9月30日決定要綱第133号

改正 平成27年3月16日決定要綱第238号

改正 平成31年1月31日決定要綱第127号

改正 令和 2年3月18日決定要綱第 59号

改正 令和 3年6月24日決定要綱第197号

改正 令和 4年4月 1日決定要綱第 97号

(目的)

第1条 この要綱は、緊急に保護を必要とし、適当な施設に入所させることができない女性および母子(以下「母子等」という。)を一時的に保護すること(以下「緊急一時保護」という。)により、適切な処置を講ずるまでの間の応急的な措置を図ることを目的とする。

(施設)

- 第2条 緊急一時保護は、次に掲げる条件を備える施設を有する者に対し、区長が委託して行う。
 - (1) 入所後直ちに生活することができる必要最低限の設備、用具等を備えた居室を有すること。
 - (2) 緊急の受入体制が常時整っていること。

(対象者)

- 第3条 緊急一時保護の対象者(以下「対象者」という。)は、区内に住所を有し、 または区内に避難してきた母子等で、緊急に保護を必要とするものとする。ただし、 次に掲げる者は、対象者としない。
 - (1) 疾病により、医療機関に入院する必要のある者
 - (2) 心身の障害により、常時介護を要する者
 - (3) 伝染性疾患がある者
 - (4) 施設の管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当でないと認めるもの

(緊急一時保護の申請等)

第4条 対象者は、緊急一時保護申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長が一時保護について緊急性があると認める場合その他の特段の事情が認める場合は、緊急一時保護申請書を事後に提出させることができる。

(緊急一時保護の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査の上、適当と認めるときは、対

象者の緊急一時保護の実施を決定し、当該対象者に対し緊急一時保護決定通知書 (第2号様式)により通知するともに、緊急一時保護利用依頼書(第3号様式) により第2条の規定による受託者に対し利用の依頼をする。

(緊急一時保護の期間)

第6条 緊急一時保護の期間は、14日以内とする。ただし、区長が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

(緊急一時保護の解除)

- 第7条 区長は、緊急一時保護を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急一時保護を解除し、利用者に対し緊急一時保護解除通知書(第4号様式)により通知するものとする。
 - (1) 緊急一時保護の必要がなくなったと認められるとき
 - (2) 居室または貸与物品を転貸し、または他の目的に使用したとき
 - (3) 利用者以外の者を居室に宿泊させ、または宿泊させようとしたとき
 - (4) 施設の秩序もしくは風紀を乱し、または他者の迷惑となる行為を行ったとき
 - (5) 第3条各号に定める事由に該当することとなったとき
 - (6) 前各号に該当するもののほか、区長が不適当と認めるとき (委任)
- 第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付則

改正後の要綱は、平成15年4月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、平成21年4月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、平成26年10月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、平成27年4月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、平成31年2月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、令和2年4月1日から適用する。 付則

改正後の要綱は、令和3年6月24日から適用する。 付則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から適用する。